

邑楽町告示第102号

平成20年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年9月4日

邑楽町長 金子正一

1. 期日 平成20年9月10日

2. 場所 邑楽町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（15名）

1番	田部井 健二	議員	2番	黒川 洋子	議員
3番	小沢 泰治	議員	5番	山田 晶子	議員
6番	岩崎 律夫	議員	7番	加藤 和久	議員
9番	小島 幸典	議員	10番	立沢 稔夫	議員
11番	小倉 修	議員	12番	横山 英雄	議員
13番	本間 恵治	議員	14番	細谷 博之	議員
15番	相場 一夫	議員	16番	石井 悅雄	議員
17番	大野 栄	議員			

○不応招議員（なし）

平成20年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成20年9月10日（水曜日） 午前10時開会
邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 同意第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
- 第 5 同意第 4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
- 第 6 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 第 7 議案第71号 西邑楽土地開発公社定款の変更について
- 第 8 議案第72号 邑楽町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第73号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第74号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第75号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第76号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第77号 町道の路線認定及び廃止について
- 第14 議案第78号 平成20年度邑楽町一般会計補正予算
- 第15 議案第79号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第16 議案第80号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計補正予算
- 第17 議案第81号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第18 議案第82号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第19 議案第83号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第20 議案第84号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算
- 第21 認定第 1号 平成19年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 2号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 3号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 4号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 5号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 6号 平成19年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○出席議員（15名）

1番	田部井 健二	議員	2番	黒川 洋子	議員
3番	小沢 泰治	議員	5番	山田 晶子	議員
6番	岩崎 律夫	議員	7番	加藤 和久	議員
9番	小島 幸典	議員	10番	立沢 稔夫	議員
11番	小倉 修	議員	12番	横山 英雄	議員
13番	本間 恵治	議員	14番	細谷 博之	議員
15番	相場 一夫	議員	16番	石井 悅雄	議員
17番	大野 栄	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子 正一	町長
川田 定昭	教育長
堀井 隆	総務課長
立沢 茂	企画課長
小島 哲幸	税務課長
中村 紀雄	産業振興課長 兼農業委員會事務局長
並木 邦夫	生活環境課長
岡村 静代	保険年金課長
横山 正行	土木課長
石井 貞男	都市計画課長
増尾 隆男	住民課長
諸井 政行	福祉課長
飯塚 勝一	会計管理者 兼会計課長
沼田 正美	水道課長
遠藤 幸夫	学校教育課長
金子 重雄	生涯學習課長
増尾 栄一	監査委員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄 事 務 局 長
田 部 井 春 彦 書 記

◎開会及び開議の宣告

○横山英雄議長 ただいまから平成20年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

◎諸般の報告

○横山英雄議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会において本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○横山英雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において小島幸典議員、立沢稔夫議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○横山英雄議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から22日までの13日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は22日までの13日間と決定しました。

◎日程第3 報告第2号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

について

○横山英雄議長 日程第3、報告第2号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第2号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、8月19日に監査委員の審査に付しまして意見書をいただいておりますので、別紙のとおりご報告申し上げます。

○横山英雄議長 報告の件について質疑はありませんか。

石井議員。

○16番 石井悦雄議員 ただいまの説明があり、また先般はこれについての説明もございました。その後、自分なりにいろいろ考えたのですけれども、何か理解できない部分が若干あるので、特にお尋ねしたいのは、この健全化の関係に対する件についてですけれども、これは今までには何か見受けられなかったような感じもしますけれども、その辺についてまず1つ。

それと、もう一点は、数字が低いほうが内容的にはよいのではないかなど、その辺はわかります。この資料の中に財政再生基準ということで40.00、35.00というのがございますけれども、それに将来負担の比率の中で35.0、この辺の再生する基準はここに書いてあるからこれでいいと思いますけれども、これらについて説明していただければありがたいなと思います。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 ご説明いたします。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今までございませんでした。本年度より地方公共団体の財政の健全化に関する法律ができまして、新しく制度としてできたものでございます。夕張等の破綻の関係でできたものと解釈しております。

なお、表にあります早期健全化基準というのは、これに達しますと再建計画をつくるなくてはならないということです。下の財政再生基準というのは、これに達しますと破綻状況になったということで、国の指導等が入るというふうにご理解していただければ結構かなというふうに思います。

それと、数字が低ければ低いほどいいのだという話でございますけれども、実質赤字比率、これは主に普通会計、一般会計の比率のことですけれども、これが出来ますと一般会計が赤字だというふうに解釈していただきたい。連結赤字比率、これが出来ますと、一般会計のほかに特別会計ですとかほかの会計、例えば連合会ですとか、そういう負担のものも含めて、あるいは邑楽町で言いますと上水道、下水道が関係してきますけれども、そういうものを含めての赤字が出てきたというふうに判断していただきたいと思います。

それと、実質公債費比率、それと将来負担比率、これが低いほど一般的にはいいというふうにされておりますけれども、都市基盤整備が進んで、負担を将来の人にも負担していただくのだという考え方のもとにやりますと、幾らかの数字はこれに上ってきても仕方ないのではないかというふう

に思います。ですから、一概に低ければそれでオーケーという数字ではないというふうに解釈しておりますけれども。

以上で説明を終わらせていただきます。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 わかりました。その中で、自分もこれを見ている中で、今邑楽町で下水道関係がございますよね。これにかかる経費が、もちろん時間もかかるだろう。そういう経費の問題について、財政が厳しい中、きのうあたりも盛んにテレビ等で自民党の総裁候補になる方がいろいろ言っていましたけれども、国を挙げてそういう厳しい中、邑楽町だって当然、近隣ではよい町かもしれませんけれども、余り油断はできないと思います。そういう中で、今度下水道関係について特にそういった心配がされるのですけれども、どうお考えになっておられるのか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

将来にわたりますところの下水道事業、それから町のほうでは以前計画の中では、いわゆる調整区域内においての農業の集落排水事業等も計画の中には盛られていたという経過があります。実は、農業集落排水のことをまずお話し申し上げますと、その計画で実は8月の下旬に農林水産省のほうの担当官、それから県内では沼田市、それから安中市、それから富士見村、それから渋川市、そして邑楽町と5市町村の考え方を聞かせてほしいということで、実はその懇談会がありました。それ出席する前に府内での調整会議を開きまして、その計画についてはどのような形で進めたらいいかということでありましたけれども、もちろん将来的な負担ということを考えた場合に、現在合併浄化槽等の機能、働きが大変優良になってきているということを踏まえて、これらの農業集落排水については考え直す必要があるだろうということでございます。そして、その懇談会の中では、既に進めているところについては大変将来的な負担の憂慮もされておりましたけれども、邑楽町についてはその農集排ということについては中止といいますか、そういうことも考えざるを得ないというような考え方を示してきた経過があります。

さて、お尋ねの下水道の問題でありますけれども、これはさきにも議員の皆さんからいろいろご指摘をいただいた経過もあります。このことについては、計画、そのエリアが既に決められておりまして、そしてそれについての負担金等も既に支払っているということもありますが、そのエリアはエリアとして、やはり将来的な負担が生じないような形で、ということは、もちろん財政の中で許せる範囲の中で進めていくということが必要ではないかなというふうに思っておりますし、現在下水道事業、地名で言いますと前谷地域、それから前瀬戸の地域ということで、下水管等の工事も実はお認めをいただいたわけでありますけれども、そういった状況を十分精査しながら、将来にわたって財政負担が生じない、またその年度の歳計予算の中で十分無理がいかないような、議員の皆さんからご指摘をいただいたような手法で考えていかなくてはならないかな、こんな思いでござ

います。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 私が申し上げたいのは、20年度の当初予算を組むときのことをよく考えていただきたい。暫定予算まで組んで、町民に迷惑かけた部分もあったでしょう。そういう中で今日邑楽町は動いているわけでございます。もちろん町も生きていますから、動いていますから、必要なものは当然これはやらなければいけない。ただ、申し上げたいのは、ここにもこういった資料は今回出されておりますので、こういうこともこれにマイナスになるようなことがないように、そして少なくとも喜んでもらえる事業を行うとともに、常に健全財政というのですか、安定した財政の中で町を運営しないと、町民に不安を与えて、安心をさせることはできないのではないか。わかりやすく言えば、個人の家庭と全く同じように私は考えておりますので、その辺を十分理解されまして、この健全化判断の資料に基づきまして、困ったな、そんな町にならないようにひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ないようですので、以上で報告第2号については終わります。

○日程第4 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

○横山英雄議長 日程第4、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります千代田町大字下中森173番地の3、黒澤幸男氏が平成20年9月30日に任期満了となりますので、次期委員として引き続き同氏を任命いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて採決します。

本件はこれに同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

◎日程第5 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

○横山英雄議長 日程第5、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員への保護者の選任が義務化されました。保護者である本町教育委員に、邑楽町大字藤川22番地、田部井善雄氏を任命いたしました、ご提案申し上げるものであります。

田部井氏は、高島小学校PTA会長、町小中学校PTA連合会長を歴任され、現在は体育指導員として活躍しております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて採決します。

本件はこれに同意をすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ることについて

○横山英雄議長 日程第6、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ
とについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるることについ
て、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員に邑楽町大字赤堀1938番地1、中村晃氏を選任いたしたいので、議
会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

石井議員。

○16番 石井悦雄議員 ただいま上程されました関係ですけれども、人事の関係で特に聞きたくはな
かったのですけれども、何か過去を振り返ってみると、役場OBの方がややもするとずっとこの
立場になってきたかのように受けとめております。何か役場のOBの方でないと、この人事案件
というのは、この問題については、いけないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えを申し上げます。

特に役場のOBということでなくも、選任についてはよろしいかというふうに思っております。
そういうことであります。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 ただいま石井議員のほうから質問がございましたけれども、私も、いろいろ
国でも騒がれていますね、天下りということで。この中村さんにつきましては、立派な方だとは思
いますけれども、役場をやめてまだ何年もたっていない、そういう現状もあります。私は、民間か
ら採用してほしいということで前にも申し上げたこともございます。そして、前の三ツ井さん、辞
表を出しました。町長はこの三ツ井さんについては慰留をしなかったのかどうか、それもお聞きし

たいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

民間からの登用ということにつきましては、いろいろ考えもあるわけでありますけれども、特に中村氏については役場のほうに長く奉職をされて、それで税務の経験等もあるということからお願ひをということで上程させていただきました。民間の方ということも、そういった形で理解のある、そして人格識見ともすぐれた方もおられると思いますが、そのような考え方からお願ひしたという経過であります。

それから、三ツ井氏につきまして、昨年の12月だったと思いますが、辞表が提出をされました。それについて慰留をしたかどうかということについては、特に慰留はしなかったということであります。選挙が終わりましてすぐということもありまして、自分自身のそういった整理もなかったからとは思いますけれども、特に慰留はしなかったということでございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 三ツ井さんにおかれましては、再選をして、すぐにやめたわけですね。監査委員については、医者の確認までとて慰留に努めたのですね、町長は。何か矛盾がないわけではないのではないかというふうにも思います。あなたの姿勢はそういった中で行政の中に反映されてくるのです。人によって慰留に努め、人によっては何もしない。そういう姿勢が邑楽町の行政に反映されていっているのです。

評価委員については3名いる。その中で1人の改選で、1人は元役場のOBという話も聞いています。ですから、そういったことを勘案すれば、私はもう一人は民間からでいいのではないか。あくまでも行政職をした立場での評価委員の見方と民間での見方というのは、私は当然違ってくる部分があると思うのです。ですから、一人もいないというのであれば難しい部分があるのかな、まため役になるのかなという気もしますけれども、そういった部分ではいろんな見識の方が入っていただいて、それで1つになってこそ統制がとれていくのではないかというふうな、私はそういう気もいたします。

前に一度この中村さんについては名前を出したわけですよね。そのときに、できれば民間からということで私も意見を述べさせていただきました。その意見が採用されなかつたということについては、私は残念でなりません。もう少し視野を広く持って、邑楽町のかじ取りをするのですから、全体を見据えた中でちゃんとした執行をしていただきたい、そういうふうに思います。

以上です。

○横山英雄議長 答えは要らないですか。

〔「要らないです」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、同意第5号はこれに同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第71号 西邑楽土地開発公社定款の変更について

○横山英雄議長 日程第7、議案第71号 西邑楽土地開発公社定款の変更について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第71号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正が行われたため、本定款を改正する必要が生じましたので、所要の改正を行いたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第71号 西邑楽土地開発公社定款の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第72号 邑楽町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する
条例

↓

日程第10 議案第74号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正
する条例

○横山英雄議長 日程第8、議案第72号 邑楽町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例から
日程第10、議案第74号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例までの3案を一
括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程されました議案第72号 邑楽町特別職報酬等審議会条例の一部を
改正する条例、議案第73号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例、議案第74号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例について、提案理
由の説明を申し上げます。

平成20年6月、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、議会の議員の報酬に関する規定が
他の行政委員会の委員等の報酬に関する規定と分離されたこと及び「報酬」の名称が「議員報酬」
に改められたことに伴い、本条例を改正する必要が生じましたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより3案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより議案第72号 邑楽町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について討論に入り
ます。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第72号 邑楽町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第73号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第74号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第75号 邑楽町税条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第11、議案第75号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第75号 邑楽町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等が改正されたことに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する必要が生じましたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、税務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 小島税務課長。

〔小島哲幸税務課長登壇〕

○小島哲幸税務課長 議案第75号 邑楽町税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議員のお手元に配付されております議事日程といいますか、議案書のほうを出していただけたらというふうに思います。ちょうど真ん中から少し後ろぐらいのところにあるかなというふうに、つづってあるかなと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

邑楽町税条例（昭和35年邑楽町条例第8号）の一部を次のように改正する。

まず、第18条の改正につきましては、後に触れさせていただきますが、公的年金等からの特別徴収の導入に伴う所要の措置でございます。

次に、33条第3項及び第5項、次の34条の2、次の34条の8第1項及び第3項の改正文、同条を34条の9とする改正、次の34条の7の改正文、同条を34条の8とする改正、次に新たに34条の7を加える改正、次のページ、34条の7、1項につきましては第12号まで、そして次のページですか、第2項、その次のページで3号までということでございます。その次に第36条の2第1項及び第4項の改正につきましては、寄附金税制の拡充に伴う所要の措置でございます。寄附金控除の控除方式を所得控除から税額控除に改め、控除対象限度額の引き上げや適用下限額の引き下げ等の措置を講ずるものです。

次に、第38条第1項及び第2項、次の第41条、次の44条第1項から第4項、次の45条第2項、次の46条の2、次のページになりますか、47条第1項及び第2項、第47条の次に5条を加える改正、47条の2、それからその次のページの47条の3、47条の4、次ページの47条の5、次ページの47条の6ですか、この部分につきましては、町民税の納税義務者で65歳以上の公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額について、公的年金等から特別徴収の方法により徴収する旨規定するものでございます。

次に、このページの後ろ側になると思いますが、第51条第1項、次の第56条、それから次のページにお進みをいただきまして、附則4条の2を加える改正につきましては、公益法人制度改革に伴う所要の措置でございます。

この次の次に附則第6条第3項ですが、これは規定の整備でございます。

前に戻りまして、附則第5条の3、次の次になりますか、附則第7条第2項、次の第7条の3第2項、次の附則第7条の4を加える改正、これから少し先に飛びますけれども、附則16条の4、第3項、附則第17条第3項、附則第18条第5項、附則第19条第2項第2号、附則第20条の2、第2項、附則20条の4、第2項第2号、第5項第2号及び第6項、附則20条の5第2項、これらにつきましては、先ほど申し上げました寄附金税制の拡充に伴う所要の措置でございます。

次に、附則8条という部分がございます。第1項、第2項の改正ですが、これらにつきましては肉用牛の売却による課税の特例の適用期限の延長等に伴う所要の措置でございます。

次のページ、附則第16条の3という部分なのですけれども、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例という部分でございます。これから附則19条第1項、附則19条の3、附則19条の5、附則19条の6の改正がございます。これらにつきましては、証券税制改正に伴う所要の措置でございます。

少し飛んでいただきまして、附則のほうをごらんをいただきたいというふうに思います。附則としまして、この条例は公布の日から施行したいとするものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号としまして、附則20条の4の改正規定、第3項の改正規定に限りますが、並びに次条の第20項及び21項、この部分につきましては、条約適用配当等に係る課税の特例規定の整備に関する部分でございます。平成21年の1月1日施行でございます。

次のページへお進みをいただきまして、第2号でございます。寄附金税制の拡充に伴う規定の整備に関するもの、公的年金等からの特別徴収の導入に伴う規定の整備に関するもの、平成21年の4月1日施行でございます。

第3号、肉用牛の売却による課税の特例についての適用期限の延長等に伴う規定の整備に関するもの、それから証券税制改正に伴う規定の整備に関するものにつきましては、平成22年の1月1日施行というものでございます。

第4号も証券税制の改正に伴う部分です。上場株式等に係る譲渡所得に係る軽減税率の廃止に伴う規定の整備でございますが、22年の4月1日施行。

続きまして、第5号でございます。公益法人制度改革に伴う規定の整備に関するものにつきましては、平成20年の12月1日施行。

次に、経過措置がございます。経過措置につきましては、第2条が21項までと、第3条がございますが、今回の改正に伴います町民税及び固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第75号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第76号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第12、議案第76号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第76号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等が改正されたことに伴い、邑楽町都市計画税条例の条文等を整備する必要が生じましたので、条例の一部を改正いたしましたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第76号 邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第77号 町道の路線認定及び廃止について

○横山英雄議長 日程第13、議案第77号 町道の路線認定及び廃止について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第77号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

鶴区画整理事業及び民間開発等に伴い、町道の路線認定及び廃止をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、土木課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 横山土木課長。

〔横山正行土木課長登壇〕

○横山正行土木課長 議案第77号 町道の路線認定及び廃止につきまして補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道廃止調書のとおり、16路線を認定し、9路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づきご提案いたします。また、それぞれの調書の整理番号と路線図の番号は符合してございます。

参考ですが、今回議決をいただきますと、町道の認定路線数は1,458路線になる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第77号 町道の路線認定及び廃止について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○横山英雄議長 起立全員。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第78号 平成20年度邑楽町一般会計補正予算

○横山英雄議長 日程第14、議案第78号 平成20年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第78号 平成20年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,280万8,000円を追加し、予算の総額を72億680万8,000円といたしました次第であります。

歳入の主なものは、地方特例交付金968万3,000円、地方交付税6,095万7,000円、県支出金1,778万7,000円、繰越金1億4,156万円、町債1,252万1,000円の増額等であります。

歳出の主なものは、総務費1億2,069万1,000円、民生費353万2,000円、衛生費1,180万8,000円、農林水産業費4,288万5,000円、商工費4,116万7,000円、土木費899万8,000円、教育費1,261万3,000円及び公債費111万4,000円を増額しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 ただいま上程されました一般会計補正予算について補足説明を申し上げます。

歳入につきましては、町長が申し上げたとおりですので、歳出についての説明を加えさせていただきます。

お手元の資料の14ページをお願いいたします。14ページに2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費539万7,000円につきましては、15ページの下段の庁舎管理費としてサイン工事あるいは委託料として421万1,000円、町有軽自動車の購入に118万6,000円を計上いたしました。

次に、16、17ページをごらんください。上段のほうに5目財政調整基金費に7,078万円を積み立てます。

次に、18ページに移りまして、2項徴稅費、2目賦課徵收費に4,158万1,000円、内訳は賦課費、稅務電算委託料等に1,047万8,000円、徵收費、町税の還付金及び加算金に3,000万円となっております。

続いて、20ページ、民生費、社会福祉費、3目福祉医療費につきましては、対象者の拡充に伴い、

720万円を計上いたしております。

次に、24ページに飛びまして、中段に4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費においては、がん検診等の受診者の増によりまして704万2,000円を補正しております。

さらに、2項の清掃費におきましては、3目の地域し尿処理費、新中野、明野下水道処理修繕費として429万1,000円を上げてあります。

次に、26ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、8目農業土木で4,210万円を計上いたしました。これは、小規模土地改良事業、3地区の町道整備です。

続いて、28、29に移りまして、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費で4,104万7,000円を補正します。内容的には、企業立地奨励金に3,792万8,000円、制度融資損失補てんに311万9,000円です。

8款土木費に移りまして、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費に1,700万円を計上しました。31ページをごらんください。中身は、現道舗装に1,300万円、町道幹線6号線に200万円等です。

4項都市計画費、3目公共下水道は1,564万1,000円の繰出金の減及び4目公園費につきましては500万円の公園管理費の増です。

続いて、32ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費367万1,000円の補正は、小学校4校へのAEDの導入168万8,000円と教師用パソコン49台分の賃借料148万9,000円です。

同じように、34ページ、3項の中学校費の中にも1目学校管理費93万1,000円のうち78万2,000円は、中学校の教師用パソコン25台分の賃借料です。

続いて、36ページをお願いいたします。4項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、補正額を462万3,000円しております。主なものは、中野幼稚園のフェンス工事に336万円、修繕費に120万円等です。

40ページをごらんください。40ページ、12款公債費、1項公債費、1目元金111万4,000円を計上しております。借換債で5年償還だったものを3年償還としたための元金増です。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 1点だけお尋ねします。

臨時財政特例債の町債なのですけれども、今度補正で1,252万1,000円ということです。ページ数12ページに書いてあるのですけれども、歳出のほうでは補正額の財源内容に地方債ということでは見つけたのですけれども、0と。この扱いは財政調整基金の繰り入れと同じような扱いで、一般財源にして使っているのかということが第1点。

2点目は、国のほうから臨時財政特例金の町債については、邑楽町さんは幾らまで借りられます

よという上限があるのかどうか。今回の補正もこういう形はとっていますけれども、そういうようなあれですごく金利的にどうなのか。有利なのか、その返済も含めてお尋ねします。別に、例えば幾らまで借りられますよということでも、借りなくてもいい部分もあると思うのです。その辺の解釈、財源が足りなくてこういう形でとったのかどうかというので。そうすると、結局は財政調整基金の取り崩しと同じような扱いをこの特例債についても、きちんと事業を何に使うかということで目的をはっきりさせなくてはならないのではないかなというふうに私は考えますが、答弁を求めます。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 お答えいたします。

臨時財政対策債、これは国から地方公共団体に分配する地方交付税が足りないために、その不足額を一たん地方公共団体で借金して賄っていたもので、本来は交付税の中で来るものでございます。そういうしたもので、地方財政法5条の特例債として発行される地方債で、その元金の償還につきましては次年度以降基準財政需要額に算入されて償還されるものでございます。

なお、これにつきましては、邑楽町に20年度発行限度額というのがあります。それによりますと、総額で2億4,548万5,000円でございます。これは政府系のところから借りるもの、あるいは銀行引き受けのものというのが、2つに分かれております。邑楽町につきましては、政府系の財政融資資金の限度額2億3,352万1,000円を借りた次第でございます。銀行系のものについては、借り入れをしておりません。銀行系のものにつきましての額につきましては、1,196万4,000円というふうになっております。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 説明で特例債の内容はわかりました。地方交付税の不足金をこの金額まで認めますよということだと解釈しているのですけれども、その扱いは、結局は地方交付税の不足分を特例債で借金をしなさいという形の、国の指定する銀行から借りるということですが、これは地方交付税にすべて計算されて、次年度から来るという形のものなのかなどうなのか。ずっとこういう形、地方交付税そのものも結局は疑わしいものだと思いますけれども、きちんと今までのいろんな事業の中で、これは地方交付税で還付されますよ、地方交付税に全部換算されますよということを財政の所管の中で計算していくと、今のあれは足りないと思うのです。不透明な部分はいっぱいあるし、国は大うそつきで、最初の一、二年は確かにあるかもわからないけれども、3年あたりからもう全然不透明になってしまします。そういうのが地方交付税だと私は認識しているのです。ですから、そういうようなあれでやると、やっぱりいろいろ借金と同じように重なっていってしまうのではないかという心配と、それからあと、事業もこれだけの1,200万の不足については、大きい額ですから、補正としてはこの事業に使いますということは今後きちんとしてもらわなくてはならないのではないか

いかと私は思うのですけれども、答弁求めます。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 ご指摘のとおり、将来的にわたってその元利の償還金について政府が全部面倒見てくれるかということにつきましては、町の基準財政額の上限がありますので、100%保証されたものではございません。ただ、原則的には、次年度以降、基準財政需要額にその元金と利子を見ますよという制度になっていることでございます。

なお、こういった趣旨のものでございますから、交付税の一種の変わったものとしてとらえておりましたので、今まで特定の事業に後年次使いますというひもつきのものはしておりませんでした。今後は検討したいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 この地方交付税と同じような考え方でやっているということになると、やっぱり将来的に間違いが起きると思うのです、財政的に。これ結局は、国が見ますよということを言つても、結局は町の借金になってくるのです。だから、要するに町債で、国は面倒見ますよと言つても、地方交付税で還付しますと言つても、そこがくせ者でしょう。それで、今のこの国の基準が、こういう形で来年度からの地方交付税を特例債で借金をしたり、いろんなことをすると交付税をやりますよと。だから、借金すると交付税はうんとやると、こういう矛盾する仕組みにしているのです。だから、町はうんと特例債、借金をすれば、地方交付税もうんとふえますよと。そんなのをまともにやつたら大変なことでしょう。国はそれを奨励しているのです、はっきり言って。今までそうでしょう。バブルのときは、借金しなさい、借金しなさい、どんどん借金しなさいと。借金して景気をよくしなさいと。そして、地方交付税で還付しますよと。今やられていない。財政破綻している地方自治体は、全部それでやられているのです、みんな。だから、その辺を慎重に取り扱つていかないと、国の言っているのを丸のみしていると大変なことになる。借金がふえるだけで、国の仕組みがそういう仕組みに今入れさせているけれども、そこにはまつてしまふと大変です。だから、それを心配しているのですよ、私は。最後の答弁求めます。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

大野議員がご指摘をされるとおりだと私も思っております。これは先ほど総務課長の答弁で尽きたわけなのですが、国のはうからその資金の対策債として邑楽町に発行限度額ということがあるわけですが、その総計は2億4,548万5,000円ほどございました。しかし、先ほど総務課長が申し上げたように、それをすべて借りるのはどうかということも、実は合い議もあったわけです。しかし、将来的な返済ということは必ずしも、交付税で織り込まれてくるということはあったとしても、やはり借り入れを起こすことはできるだけ慎重にしたほうがいいだろうということで、先ほどお示し

した1,200万ということでの補正をお願いしたわけでございまして、トータル的には2億3,000万ほどということの数字ではなっておりません。したがって、この借り受け債も十分慎重に今後もやっていきたい、こんなふうに思っております。

したがって、これは政府系の借り入れ、それから民間からの借り入れということはあるわけですが、それらを借り入れる場合でもできるだけ金利といいますか、それが低い、そういう借り入れを起こすようにということで担当のほうには申し上げたという経過はあります。

したがって、大野議員がご指摘されますように私も同感でありますので、今後そのようなことを起こす場合には慎重に進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 邑楽町立中野幼稚園のフェンスの改修について教育長にお聞きしたいと思います。子供の目線に立って1メートル50のフェンスをすると。課長の説明では、泥棒が入ったからフェンスを高くするのだというふうな話を聞いておりますけれども、子供たちの目線で1メートル50のフェンスを見たときに、全部格子で囲まれた園庭になってしまふ、私はそういうふうに理解しております。そういうときには、子供たちが目に入るフェンスについて、泥棒が入ったから高くすればいいのだという、そういう考えは私は成り立たないのではないかというふうに思っているのです。できるだけ伸び伸びと子供たちがその園庭で遊ぶ、そういう環境をつくるためにはフェンスを高くするのがいいのかなというふうに私は思っているのですけれども、そういう点についてどのような検討をして、こういう結果が生まれたのかお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 お答えいたします。

中野幼稚園のフェンスにつきましては、最初話が出ましたのは、不審者の侵入ということが全国的にあちこちで起こって、できるだけそれを防ごうというような意味合いが最初はありました。したがって、それらをずっと勘案して、いつ要求するかというのはここ何年かあったのですけれども、今回それに輪をかけて、中野幼稚園に侵入があったということが事実ありましたので、そのときはたまたま園児も職員もいませんでしたけれども、そういう事実がありましたので、これはもしかすると日常的にそういうことが起きかねないということで、できるだけ侵入者が入りにくいような環境をつくるべきではないかということで予算要求をお願いをしたわけです。

おりに囲まれたというようなお話もありますけれども、どうしても囲いを結うということは、そういうような状況にこれはなるのは、ある意味で仕方ないかなというふうに私自身は思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 子供たちを取り巻く環境というのは、日に日にいろんな犯罪とか、そういうのが起きています。ですから、邑楽町も町民を挙げて皆さん助けをしたり何なり、子供たちが学校から帰る時間等は皆さん協力し合って出て監視をしたり、いろんな対応をとっているわけですね。そこへもってきて、子供たちの目線から考えたときに、格子で囲まれた園庭になってしまふという部分については、私は子供たちがかわいそうだなというふうに思うのです。そういう点では、本当に居残りの人たちがいるときには、先生も少なくなってしまうし、それは周りに全部目が行き届かないとか、そういう分もあるかもしれませんけれども、やはり私は、町民を挙げて子供たちを取り巻く環境をよくしたところで遊んだりしていただくのが本当の子供たちのためになるのではないかというふうに思うのです。ですから、囲いを高くすればそれでいいのかということについては、私はちょっと疑問があると思うのです。伸び伸びと子供たちが思いっきり外で遊べる。本当にひざをついて園庭見てもらえばわかると思うのです。1メートル50の格子がつくということになれば、その子供たちから見れば全部格子が目に入るわけですから、私はそういう部分で、もっといろんな考えのもとに、もっといい方策ができるのであればそういうふうにしてほしいと切に要望して、私の質問を終わります。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第78号 平成20年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

〔午前11時18分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午前11時32分 再開〕

◎日程第15 議案第79号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第15、議案第79号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第79号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,953万8,000円を追加し、予算の総額を28億5,784万8,000円といたしました次第であります。

歳入については、療養給付費等負担金、療養給付費交付金、財政調整交付金及び繰越金の増額と前期高齢者交付金の減額であります。

歳出については、総務費、後期高齢者支援金等及び諸支出金の増額と保健事業費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第79号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第80号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第16、議案第80号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第80号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入予算内で款項ごとの金額を補正するものであり、予算総額2億4,707万1,000円には変更はございません。内訳については、支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金の増額と繰入金の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第80号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第81号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正
予算

○横山英雄議長 日程第17、議案第81号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第81号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万円を追加し、予算の総額を1億9,798万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の増額であり、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第81号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第82号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第18、議案第82号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第82号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,928万5,000円を追加し、予算の総額を12億7,101万1,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額であります。

歳出については、総務費、保険給付費、地域支援事業費及び予備費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 地域支援事業費というのがふえていますけれども、中身についてどんなこと

をやるのかお聞きしたいと思います。

それと、この介護保険については、皆さん平等な立場で納めているにもかかわらず、施設に入れないお年寄りがたくさん、該当者がいますね。そういう人たちのことを考えて町はどのような今後対策をとっていくのか、お聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 岡村保険年金課長。

○岡村静代保険年金課長 お答えいたします。

地域支援事業費のことありますけれども、第3期の今、計画のさなかにあるわけです。第3期は18、19、20年度でございますけれども、この中に新たに介護保険の中に包括的支援事業というのが加わりました。今の地域包括支援センターで行われている事業がそうありますけれども、介護予防を介護保険の中に組み込んだということで、一般の高齢者から、あるいは介護になるおそれのある高齢者、そういった方々まで含めた事業を行っておりますのが地域支援事業であります。

それと、今もう一つ、施設に入れない人の対策をどのように考えるかというご質問がありました。現在あき待ちである方もいらっしゃいます。そして、今第3期の中で邑楽町にも小規模の特養ができました。この入所ですけれども、入所の状況を見ますと、29人ではありますけれども、非常に多くの申し込みがあるかなと思いましたが、今現在、7月から開所をいたしますけれども、まだ空があります。現在1つの空があるわけですけれども、ですから、あき待ちの状況はありますけれども、なかなか要望に合った施設に入れないというのも確かなことだと思います。

金額の問題です。今施設が基準が個室ということになりますので、ホテルコストというものが加わってまいりました。一般的に、一般の世帯で言うとホテルコストは約6万円強かかります。ですから、在宅にいれば0でありますけれども、施設に入るとそれが6万円プラスされます。そうすると、あと食事代が4万円かかります。ですから、食事とホテルコスト、部屋代だけでも10万になってしまいます。それにおかず介護保険で給付される部分が4万ほどかかりますので、一般の方だと14万ということになります。14万の介護費用を捻出するのはなかなか年金の中では限られた人ということになってまいりますので、その辺のどうしても必要な方に対する入所について第4期の計画の中では知恵を出し合って考えていかなければならないかなと、このように考えております。

以上でございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 今担当課長のほうから話はあったわけですけれども、当町として今後どういうふうな考えを持っているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ただいま担当の課長のほうから回答、お答えをしたところでありますけれども、ただいまお答えの中にもあったかと思うのですが、既に保健福祉計画が第3期が終わろうとしております。第4期の保健福祉計画を立てるということの段階で、実は先日8日の日だったと思いますけ

れども、その委員にお集まりをいただいて懇談会を、会議を開いていただきました。

そのような中で過去の状況を見ますと、大変高齢化率邑楽町高くなっているわけでありまして、議員が今ご質問の中にもありましたように、待機待ちという方もあるいは多くなるかなというふうな状況も考えられるわけですが、現状については、ただいま課長のほうからお答えしたように、大変利用する費用負担というのが大きな金額にもなっているということもあるようとして、そのことをどうクリアしていくかということにもかかわってくるだろうと思います。当然国のほうもこの介護保険制度については後期高齢者の保険制度もあわせていろいろ議論があるようありますので、町としてどうこうということも、なかなかはっきりした答えもできないわけでありますけれども、そういう状況を踏まえながら、できるだけそういった状況が起きないような環境をつくっていくということは考えていかなければならないのかな、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 先ほど言いましたね。年金では、入ってもお金が足りなくなってしまうから、高いところには入れない。邑楽町で言うと、やまつづじに入りたいというのがいっぱいいるのですね。それが現状なのです。

金子町長は議員のときに、久保田町長に対して町長不信任案を出したのですね。その1つの中に、特別養護老人ホームを千代田に持っていたいかったということで、それを1つの不信任案の中身として出しているのです。あなたが今度はそういう立場になりました。町民のためにどうしてこれからあなたが対応していくのか私は見定めていきますので、町民のためにぜひ早急に対応していただくよう切に要望をして、発言を終わります。

○横山英雄議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第82号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第83号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第19、議案第83号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第83号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,017万5,000円を追加し、予算の総額を4億2,108万6,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、繰越金の増額と繰入金の減額であります。

歳出の主なものは、下水道総務費の物件移転補償費と工事費等の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 下水道事業につきましては、大変お金がかかる。そんな中で何度も発言していますけれども、鶴の区画整理をやっております。あそこは市街化区域になっている。それを下水道で結ぶのがいいのかどうかということで何度も発言していますけれども、なかなかそれが具体的に見えてこないのが現状ですよね。町長としてその下水道に対して、私は中野地区の市街化区域の周りを編入した中で有効利用するほうがお金もからないし、全体の比率からすれば効率のいい運営ができるのではないか。同じ鶴地区を入れて同じ面積でやるのであれば、やはり光善寺だとか近隣の中を面積を変えないでもできる範囲ってあると思うのです。そういうことを本当に具体的にどんどん詰めていくような対応をとっていかなければ、行き詰まっていくのではないかと思うのですよね。そういうところで、どういう考え方を持って、今後どのように町長として邑楽町の下水道事業をやっていくのかお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

この下水道事業については、以前も、また先ほどの議員の質問のほうにもありましたけれども、その区域の設定は既にされておりまし、その負担金等も納入をされているという状況はあるわけです。しかし、将来的な費用負担ということを考えた場合に、効率的な下水道事業が求められるとということは議員がおっしゃるとおりだと私も思っております。したがいまして、これからその区域設定は、それはそれとして、事業を進めるということについては、やはり優先的に市街化区域内のいわゆる計画されたところを進めていく、そういうことが大切なというふうに思っておりますし、

また新中野あるいは明野の浄化センター等も老朽化をしていくだろうと思います。したがいまして、そういったことも視野に入れた中でこの事業は進めていくべきかなと思います。

当初そういう鶴地区の計画もあったようありますので、それらの考え方を変えるということになりますれば、もちろん私どものほうでその考え方を示すということになるわけですが、そのようなことにつきましては、また議員の皆さん方にもいろいろご相談した中で進めていきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 今の町長の答弁では、前に進むのか後ろに下がるのかわからないのです。「地域設定は、それはそれとして」って、どういうふうにするのですか、「それはそれとして」。別においておいてという意味なのですか、先ほど言ったのは。新中野とか明野は今終末処理場がありますけれども、それが老朽化すれば当然下水道に編入するような対応をとるのでしょうか。でなければ、雨が降って水かさが増すと、処理能力がないような実情もあるわけでしょう。そういうのはわかっているでしょう。ずっと役場の職員でやっていて、議員になって、町長になったのですから。それに対して邑楽町としてどういう対応をとるかという。

最高責任者がそういう場所へ行って言わなければ、何も改善されないです。ここで言っただけではだめなのです。そういうところに行って、邑楽町としてはこういうふうにしたいのだけれども、どうだろうということをやはり発言してもらわなければだめなのです。彼ら私たちが言つたって聞き入れてくれないということでしょう、今の答弁の中では。ただその場限り、言っているだけなのです。私も何回も言っています。大野議員にしても言っていますよ、何回も。それに対してちゃんとした、こういうふうに言ったのだけれども、向こうはこういうふうに言っているのだよとか、そういう話だったらわかります、前へ進んでいくのだから。では、こうしよう、ああしようと出てくるわけでしょう。やっぱり前向きに考えて、一つ一つ私たちが意見を出したら、やはりそれをうのみにしないで、自分でかみ砕いた中で、対応できるものはこういうふうにしていこうと。やはりそういうふうにやっていかなければ、どんどん、どんどん後手後手になってしまふのです。

これは町民のためですから、ひいては。皆さんの税金を費やして町の動きをいい方向に向けていこうとするのがあなたの役目ですから、ちゃんと対応してください。今の答えではあやふやなの。具体的には何もないです。ではなくて、そういう話もあるけれども、ではどうだろうと。そういう会議があったときには、やはり邑楽町としてはこういうふうにやっていきたいのだけれども、それでいいですか、やはり言うのはあなたなのです。そういう対応を前向きにとってください、少しでも前へ進むように。ここで言っても、それが聞き入れないのでは先へ進まないですから、よろしくお願いします。

○横山英雄議長 本間議員、答弁は。

○13番 本間恵治議員 要らないです。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第83号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第84号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第20、議案第84号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第84号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万2,000円を追加し、予算の総額を2億4,221万2,000円といたしました次第であります。

歳入については、一般会計からの繰入金の増額であり、歳出については学校給食センター費の自動車修繕料及び負担金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 この給食センターなのですけれども、老朽化が進み、今の修理ということで予算は計上されています。早く建て替えたほうがいいのではないかということで議会でも話が出ています。町長は、町でもう一度建て替えてやるのか、民間委託するのか、どちらかで検討したいというふうな意見を言いました。今ここでどういう考えでいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

給食センターの建て替えということについては、当初予算の中でもその調査費というか、それらを議決をいただいた経過もあるわけです。不幸なことにあのような状況も出たわけでありますので、今担当のほうには、前にもお答えしたかと思いますが、どういった手法がよろしいのか十分検討して、これから給食センターとして運営が、当然安全で安心でなければならないわけでありますので、その辺のところを担当に今検討させているところであります。その状況が、当然担当だけではその考え方方が固まつても、いろいろ利用者の方、保護者の方等にもご意見を聞くということが必要だろうと思っていますので、今の状況では、どのような方向でいいのかということを今検討している状況でありますので、近いうちにそのお答えも示せるかなと、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 前に、検討するということで話は聞いています。きょうこの補正の予算を出すに当たって何らかの進展がないということは、何も話をしていないということですよね。担当には言ってあるけれども、何もやっていないということです。では、いつその結果を出すのですか、お聞きします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ただいまお答えをしたとおり、近いうちに皆さんにご相談をしたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 「近いうちに」と。あしたになるのか、1年後になるのか、そういう話になりますよ、そういう言い方をすれば。早急に出していただきたいと私は思っています。なぜならば、今の老朽化した中でやっていって、もしまだ事が起きた場合には、取り返しつかないのではないかなどということもやはり頭に置いていただきたいと思います。子供たちの食事をそこで賄っているわけですから。今までに私も委員会に行っていろいろ視察したりしましたけれども、もし何かあった場合にはということで、栄養士の皆さん等もやはり今の施設ではということは前々から出ているわけですね。そういう部分に対して早急に事を運ばないというのは、やはり人命がかかってくるわけですから、そのまま少し放置しておいていいというものではないと思うのです。ですから、そういう部分では本当に検討していただいて、早くいい方向に向かうようにお願いをしておきます。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

石井議員。

○16番 石井悦雄議員 関連でお尋ねいたします。

確かに議会の中でもこの給食センターについてはいろいろ話題になりました。今町長のお話を聞

いていますと、何かいつときの給食センターの建設に向けての考え方とはほど遠いかな、そんな感じがいたします。

そこで、現場を預かる教育長にお尋ねいたします。教育委員会において、この席でこういうことを聞いていいかどうかわかりませんけれども、教育委員会を開かれたときに、現在、今、議会では給食センターのことについてこういう議論されているのだよというようなお話をされて、教育委員とこの給食センターの問題について話し合われたことがあったかどうかお尋ねいたします。

○横山英雄議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 お答えいたします。

教育委員会の中で給食センターの建て替えについてとか、あるいは民間委託についてとか、そういう具体的な話はしておりません。ただ、先日の食中毒の件が出たときに、食中毒の件を今後起きてないようにどうするかという議論の中では、老朽化しているので今後建て替えも必要ではないかとか、いろいろそういう意見は幾つかありましたけれども、今後の給食センターをどうするかという議論よりも、どちらかというと、食中毒を起こさないようにするにはどう対応したらいいかというような議論のほうが多かったので、建て替え等についてはこれから十分検討する必要があるかなというふうに思っていますので、これからの問題だというふうに思っています。

以上です。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 なかなか教育長になると多忙ですから、細かい話等もできないのかもしれませんけれども、私は当時のことを今思い浮かべますと、当然ああいう問題を起こさないためにはいろいろ考えられる点があろうかと思います。生徒、児童の成績ももちろん大切ですけれども、やはり人命を預かる食ですから、もう少し真剣にその辺を取り上げて教育委員と話し合っていただきたかったな、そんなふうに思っております。決して早くありません。これからでもその辺を十分検討されますようお願いをしたいと思いますけれども、そうでないと、やはり町側としての動きもなかなかできないのではないか。その辺の横の連絡をうまくとつてもらってやっていただきたいと思いますけれども、その辺の考え方についてお尋ねいたします。

○横山英雄議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 お答えいたします。

石井議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。教育委員会としますと、町長のほうから、今後の給食センターをどうするかということについて議論を進めてくれという、そういう話は、指示といいますか、そういうことは受けております。しかし、これは私の考えでは、教育委員会で建て替えるとか、民間委託にするとか、そういう結論を出すような、そういうような議論ではないというふうに私は思っています。したがって、とりあえず方向性は、今後何らかの改善はする方向でいくだろうから、当面はやはり子供たちにそういう食中毒のようなことが起きないようにするには

どうしたらしいかと。現状の施設でどういう体制でやることが一番いいのかというのを議論するのが私は教育委員会ではないかというふうに思っていますので、そのことについては十分検討したつもりで、また現在も県の指示等もセンターへ直接来ているようですけれども、それらも含めながら、現状の施設を当面は使いながら給食をつくるということですので、そのためには安全でおいしい給食を出すにはどうしたらしいかということで対応するということが教育委員会の仕事だというふうに思っております。

その方向が、いろいろ町のほうで検討しろという指示がありますので、これは少しずつしていく必要があると。早急にというお話ですので、スタッフも非常に少ない面がありますので、今までではどちらかというと給食の安全面のことについて力を入れたり、またその事後処理に携わってきたわけですけれども、これから給食センターどういうのがいいのかとか、どうあるべきなのかとかというのを少しずつまた検討をするようにしたいというふうに思っています。

以上です。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 気持ちはわかるのです。確かに、要は食中毒等を出さないという、その気持ちには変わりはないと思いますけれども、私は、教育委員会として建設するとかしないとか決定するようなことは当然できないかもしれません。でも、現場を預かる立場として、こういう問題が現在起きているのだけれども、また議会ではこういうふうにやったほうがいいのではないかという声も出ているのだけれどもということでよく町長等と合議をなされまして、教育委員会でつくりなさいとは決して申しません、いろいろ財政等も絡むわけですから。でも、そういう問題が頭のどこかにあるとするならば、今後より強くその辺を検討される必要があるのではないか、そんなふうに思っております。もちろん教育委員会としては、こういう意見、あるいは関係者の意見がこういう意見になりましたよ、それを町へ上げてもらって検討されるということになると思います。それがイコール建設ということにはなかなか難しい部分があると思いますので、時間が多少かかるかもしれませんけれども、今までの遅れを取り戻していただきたいと、そんなふうに考えております。そういう面では、前向きに今後検討されることをお願いいたします。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

〔17番 大野 栄議員登壇〕

○17番 大野 栄議員 議案第84号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算について賛成討論いたします。

この補正予算の中では、給食センターの修繕費等々が含まれています。そういった中で、それぞれの各議員が給食センターのあり方について基本的な考えを質問しました。私は給食センターの今後のあり方については、個人的には高崎方式、自校式が一番望ましいと私は思っています。しかし、皆さん方の議員の意見をいろいろ聞いてみると、今やっておるセンター方式がいいのではないかというのは結構、ほとんどの方はそうでした。私は、先ほど教育長の答弁の中でも、食中毒の事件があって、それについての対処の仕方も、邑楽町だけがペナルティーをとって学校の給食を何日か中止、県の腐った魚を出したところについては何のあれもなく、経路がわからない。結局は何で起きたのか、そのためにはどうしたらいいのかといまだにわからないのはおかしいと思うのです。これは安心、安全な地場産のを活用すればいいのです。一発です。お米は1万7,000円では買えないと思いますけれども、安心、安全な地場産を活用すれば、食中毒のそういう心配はないです。ですから、そういう方向でこれからの中学校給食センターの、前橋のほうからやらなくても、分散して各地域でいろいろな、魚でも肉でも購入できないだろうかというのを検討する時代に入っているのではないかですか。

それにまた、皆さん非常に奥ゆかしい含みのある発言でしたけれども、質疑をしていましたけれども、私は来年度建設に向けてやるべきだと思います。町長たる者が、食中毒出して、ああいう老朽化で検討しなくてはならないというものについて、まだ検討中で、センター方式だか民間委託だか何だかわかりませんなんていうのは、何回ものらりくらり、のらりくらりやっている町長なんてだめです。もう来年度建設に向けてどんどん推し進めていかなくてはならない。議員はそれで反対する人は一人もいません。逆に、予算執行されないと大変です。火種はあるし、新しい学校給食センター建設に向けてどんどん事業を進めなくてはならないです。あんたみたいにのらりくらりだったら、何年たったらできるかわかりません。だめです。

以上をもちまして私の賛成討論といたします。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第84号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午後 零時14分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 零時17分 再開〕

◎日程第21 認定第1号 平成19年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

↓

日程第26 認定第6号 平成19年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○横山英雄議長 日程第21、認定第1号 平成19年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから
日程第26、認定第6号 平成19年度邑楽町水道事業会計決算認定についてまでの6件について一括
議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第1号 平成19年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号
平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成19年度邑楽
町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計
歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について、認定第6号 平成19年度邑楽町水道事業会計決算認定について、一括して提案理由の説
明を申し上げます。

平成19年度各会計決算につきましては、地方自治法及び公営企業法の規定により、去る8月22日、
25日の2日間にわたり監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただ
いておりますので、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 次に、監査委員から報告を願います。

増尾監査委員。

〔増尾榮一監査委員登壇〕

○増尾榮一監査委員 議長のお許しがありましたので、監査報告を申し上げます。この決算審査につ
きましては、去る8月の22日と25日の2日間にわたりまして、各関係課長の出席を求めて、小
島監査委員とともに審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、お手元に印刷、配付されているとおりでございますので、この席では

意見書を読ませていただき、監査報告にかえさせていただきたいと思います。

平成19年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成19年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成19年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成19年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成19年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿証書類等を審査した結果については、下記のとおりあります。

記

1. 審査期日 平成20年8月22日・25日

2. 審査対象

- (1) 平成19年度邑楽町一般会計
- (2) 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計
- (3) 平成19年度邑楽町老人保健特別会計
- (4) 平成19年度邑楽町介護保険特別会計
- (5) 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計

3. 審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	9,272,810,634円
歳出総額	8,748,329,974円
歳入歳出差引額	524,480,660円

平成19年度の一般会計決算額は上のとおりであり、前年度と比較して歳入、歳出ともに8.0%の増となりました。増加の主な理由は庁舎建設関連であり、歳入においては庁舎建設基金繰り入れが15億3,000万円、歳出においては庁舎建設費が15億6,914万円でございます。

歳入では、町税や繰入金などの自主財源、施設整備に伴う国庫支出金や町債が増加しましたが、所得譲与税と減税補てん特別交付金が廃止され、地方交付税も大幅に減少しました。

町税収入41億977万円は、地方分権・地方自立を財政的に促す国の政策によって前年度比6.9%の増となり、歳入総額の44.3%を占めております。なお、平成19年度も町税に多額の不納欠損処理が見受けられました。税は貴重な収入源であり、その滞納は、住民の税負担の不公平感につながる、きわめて重大な問題です。税知識の普及と納税意識の高揚を図りながら、より一層効果的な徴収手法を検討され、徴収率の向上に努力されるよう要望いたします。

歳出においては、予算現額91億4,196万円に対し決算額は87億4,833万円で、執行率は95.7%となっております。

投資的経費は、歳出総額の26.4%を占め、前年度比58.9%の増となっております。その主な要因は庁舎建設事業ですが、その他にも中野小学校耐震・大規模改造事業、町道幹線6号線・19号線整

備事業などが含まれております。継続的事業としては、町道改良整備事業、用悪水路の改修事業、公園整備事業、土地区画整理事業等の生活環境整備事業を初め、第五次総合計画で計画された諸事業の推進がなされております。

経常的事業についても、広範囲にわたる事務事業を推進し、環境保全・住民福祉の向上に寄与されました。

平成19年度の財政状況の概要については以上のとおりであり、堅実な財政運営に努力されていることがうかがえますが、特に留意すべき点としては、実質単年度収支が1億461万円のマイナスであるということです。このことをもって直ちに財政的に危険な状態であるとは言えませんが、今後も歳入が飛躍的に増加することは考えにくく、その一方で扶助費を中心に財政需要は増大していくことは明らかです。こうした事態に対処するため、町有資金の確実かつ有利な保管を図ると同時に各事業運営の効率化を検討すべきと考えます。その際は、官民の役割分担を含めた事務事業の改善・見直しを行い、より住民が参加する行政運営のあり方についても十分な検討を加えられるよう要望いたします。

(2) 国民健康保険特別会計

事業勘定

歳入総額	2,880,304,715円
歳出総額	2,726,231,604円
歳入歳出差引額	154,073,111円

平成19年度の国民健康保険特別会計事業勘定の決算額は上のとおりであります。

歳入においては、前年度比7.7%増であり、総額の29.3%を占める国民健康保険税は、前年度比2.6%の増となっております。特に、退職被保険者分の保険税が前年度比11.1%と顕著な伸びを示しております。

中でも、国民健康保険税は制度の要であります。その徴収率は、前年度に引き続き着実に上昇はしているものの、依然78.8%と低く、収入未済額も多額に上っております。より一層徴収の強化に当たり、十分な成果が上がるよう努力され、税負担の公平性を堅持されることを強く望みます。

国庫支出金においては、前年度比5.3%減少となり、そのうち療養給付費等負担金が前年度比2.9%減となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの交付金は、療養給付費交付金が25.6%増、70歳以上の被保険者の高額医療への補てんとして交付される共同事業交付金が90.6%増となっております。

一般会計繰入金は、繰越金が前年度比44.1%、6,916万円増加したことや交付金等の増などから、前年度と比べて36.3%、1億169万円の減となっております。

歳出においては、前年度比11.3%増であり、総額の64.4%を占める保険給付費は17億5,498万円で、前年度比7.0%の増、老人保健拠出金は前年度比1.9%の減となりました。

平成19年度も前年度に引き続き、退職被保険者の人数が大幅に増加しており、同保険給付費が前年度比12.3%増となっております。

国民健康保険事業は、団塊の世代が退職期を迎えたことによる本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増加などから、今までにない厳しい状況が予想されるため、健全財政への条件整備が不可欠と思われます。

保健センターを中心に、予防を中心とした保健事業の充実改善を積極的に取り組み、被保険者の健康増進に努めるとともに、医療費適正化を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望しています。

(3) 老人保健特別会計

歳入総額	1,820,656,711円
歳出総額	1,805,407,647円
歳入歳出差引額	15,249,064円

平成19年度の老人保健特別会計決算額は上のとおりであります。

歳入においては、前年度比2.6%増であり、支払基金交付金は前年度比1.1%減、国庫支出金は前年度比10.3%増でした。

歳出においては、前年度比3.8%増であり、総額の99.6%を占める医療諸費は、前年度比4.3%増となっております。

平成20年度から新たな高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）が創設され、老人保健特別会計からの歳出は過年度分のみとなります、引き続き確実な事務の執行に当たられますよう要望します。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	1,250,202,841円
歳出総額	1,220,916,742円
歳入歳出差引額	29,286,099円

平成19年度の介護保険特別会計決算額は上のとおりであります。

歳入においては、介護保険料が総額の19.3%を占め、前年度比6.3%増、国庫支出金が前年度比1.5%減、支払基金交付金は前年度比9.1%増、県支出金は前年度比8.2%増、一般会計からの繰入金は前年度比6.8%の増でした。

歳出においては、保険給付費が総額の88.3%を占めており、前年度比8.7%の増となっております。

平成18年4月から新たな介護保険制度が実施され、地域包括支援センターの開設や地域包括ケアシステムの再構築がなされ、地域密着型施設等も徐々に整備されてきております。これに伴って給付もさらに増大していくことが予想されます。利用者の公平感を損なうことのないよう、よりよい

介護サービスのあり方を常に模索・検討して住民サービスの向上を図るとともに、制度の健全な維持、発展のため、要支援の人たちへの予防サービスの充実を期待します。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	446,450,645円
歳出総額	410,624,228円
歳入歳出差引額	35,826,417円

平成19年度の下水道事業特別会計決算額は上のとおりであります。

歳入においては、前年度比15.4%減であり、一般会計からの繰入金と町債で総額の61.1%を占めています。

歳入の中で下水道負担金の徴収率が72.5%と低く、前年度から5.1%低下していることや、下水道使用料の未収金が25.4%も増加していることは憂慮すべきことであり、徴収率の向上に努力されるよう強く望みます。

歳出においては、事業認可区域内の主たる幹線敷設が一応の完了を見たことから、下水道費が前年度比25.4%減、公債費が前年度比0.9%増となっており、総体的には前年度比18.2%減となっております。

現在の下水道認可区域は、中野・光善寺地区市街化区域の100%となり、そのうち供用開始区域は約66.6%と、着々と整備が進んでおります。

下水道整備には多額の事業費を要することから、特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行い、住民の快適な生活環境を確立するため努力されるよう望みます。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付されました決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

平成20年8月29日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾榮一

邑楽町監査委員 小島幸典

次に、公営企業であります水道事業の意見書でございます。

平成19年度邑楽町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成19年度邑楽町水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 平成20年8月22日
2. 審査対象 平成19年度邑楽町水道事業会計

3. 審査意見

水道事業収益	531,622,491円
水道事業費用	495,863,776円
当年度純利益	35,758,715円

平成19年度水道事業会計決算は上のとおりであり、事業収益は前年度比0.1%減、事業費用は前年度比0.9%の減となっております。

建設改良工事は、配水管布設工事を重点的に施工され、水の安定供給に努力されました。

事業収益は、集合住宅の新築などにより給水戸数はふえているものの、節水意識の定着に伴う有収水量の減少などにより、若干の減収となりました。

事業費用は、前年度に比して、ろ過砂の除却など大きな資産の減耗が発生しなかつたため資産減耗費が減少したこと、地方債の繰上償還によって支払利息が大幅に減少したことなどにより、468万円の減となりました。

その結果、1立方メートル当たりの収益が向上し、総体的には3,576万円の純利益を計上することができたものと思われます。このことは、経営改善に鋭意努力された結果と思われますが、今後も引き続き原価低減に努力されるよう要望します。

水は毎日の生活に欠くことのできないものであります。町民に安全な飲料水を安定的に供給するため、また健全な経営が行われますため、より一層の研究と努力をお願いします。

なお、水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他附属書類を審査し、関係諸帳簿証書類を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行われていたことを認めます。

平成20年8月29日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾榮一

邑楽町監査委員 小島幸典

以上で決算審査の報告は終わります。

○横山英雄議長 これをもちまして提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております平成19年度各会計の決算認定の件につきましては、後日それぞれの常任委員会開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ご異議ないものと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

◎散会の宣告

○横山英雄議長 以上で本日の日程は終了しました。

あすは都合により午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

[午後 零時41分 散会]